

**大規模展示会出展及び商談会開催事業
沖縄大交易会 2021 参加事業者 募集要項**

1 目 的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、見本市や商談会の中止、延期が続く中、県内事業者は県外での商談機会が減少し、大きな打撃を受けています。本事業では県内中小事業者の稼ぐ力を高めていくことを目的とし、国際商談会への参加を支援することで、継続した販路開拓の機会を創出します。

2 実施主体（事務局）

岡山県、（公財）岡山県産業振興財団

3 募集の概要

（１）「沖縄大交易会 2021」概要

沖縄県の物流国際拠点化を背景とした、日本全国の特産品等の海外販路拡大を目的とした商談会。

①オンライン商談会

開催時期：令和3年8月2日（月）～12月24日（金）

形 式：オンライン

②リアル商談会

開催時期：令和3年11月25日（木）、26日（金）

参加日程はどちらかになります。

会 場：ホテルコレクティブ（沖縄県那覇市松尾 2-5-7）

[参加バイヤー特性]

- ・香港、台湾、シンガポール、中国、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム等日本産食品の海外販路が見込める国と地域に販路を持つバイヤー
- ・日本国内に販路を持つホテル、デパート、スーパーマーケット、量販店等のバイヤー

[2020 年開催実績]（オンライン開催のみ）

- ・参加セラー 397 社
- ・参加バイヤー 201 社（海外 130 社 国内 71 社）

（２）ブースの概要（予定）

- ・小 間 数 8 小間
- ・募集社数 8 事業者程度

・参加負担金 ①オンライン商談会： 9,200 円（税込）

②リアル商談会： 33,000 円（税込）

※リアル商談会のための申し込みはできません。

※リアル商談会は、沖縄大交易会実行委員会（以下、「主催者」という。）事務局が開催する「選定会」を経て、参加確定となります。選定され

なかった場合は、参加料は発生しません。

※自社からオンライン商談に接続する場合の通信費用等の経費は自己負担となります。

※リアル商談会会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費等は別途必要となります。

・通訳手配 ①オンライン商談会

商談期間中、1社につき、3回（1回あたり半日）までリモート通訳者を無料で派遣します。

②リアル商談会

個別商談時に通訳が必要な場合は、主催者が無料で通訳を手配します。

・その他 ・事前研修を行い、出展に必要な準備を支援します。

なお、事前研修の受講は必須です。

・リアル商談会に参加される際には、原則として1名以上の現地への参加が必須です。

4 注意事項

- (1) 主催者が定める期限までにビジネスマッチングサイトへの商品提案書等の登録をして下さい。登録が確認できない場合は、本商談会への参加が認められません。
- (2) オンラインおよびリアル商談会について、実施主体である岡山県、（公財）岡山県産業振興財団の同席に同意下さい。
- (3) 参加事業者には事後アンケートをご提出いただきます。
- (4) リアル商談会参加事業者は、安全かつスムーズな運営のため、事務局の指示に従ってください。
- (5) 展示品の管理は、参加事業者の責任において行ってください。商談会の主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- (6) 特別なノウハウや秘密事項については、参加事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をお願いします。
- (7) 本商談会は、新型コロナウイルス感染拡大などの状況に応じ、主催者の判断により内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。
- (8) 参加の採択通知後に自己都合により参加を取り下げの場合は、参加負担金については返金できません。

5 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に海外への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 県税を滞納していないこと。（出展決定の企業等には県税の完納証明書（原本）の提出をお願いします。）
- (3) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれで

もないこと。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、J A S 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法等及び J I S 規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 厚生労働が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。HACCP について不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。(※2)
- (9) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (10) リアル商談会参加事業者は、バイヤーに対する商談及び商材の説明等のため 1 人以上会場に参加可能であること。

※1 「中小企業等」とは、中小企業支援法(昭和 38 年 7 月 15 日法律第 147 号)第 2 条に規定する中小企業者、任意のグループ(構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)のこと

※2 令和 3 年 6 月から原則としてすべての食品等事業者のみなさんに「HACCP に沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが義務づけられています。そのため、今後、支援事業の申込時に HACCP に沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としております。

<HACCP に沿った衛生管理の制度化について(厚生労働省)>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 出展申込書

イ F C P 展示会・商談会シート(食品・事業者情報シート)※主な出展商品分

ウ 会社概要(企業のパンフレット可)

- ・ア、イは、公益財団法人岡山県産業振興財団 H P からダウンロードしてください。
https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2361.html
- ・採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する完納証明書(原本)を提出していただきます。
- ・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

(4) 提出方法

郵送または持参してください。

(5) 応募期間

令和3年6月11日(金)から6月25日(金)17時(必着)

7 選考について

- (1) 書類審査の上、出展事業者を決定します。(必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。)
- (2) 審査の結果(不採択の理由等)に関する問合せには、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

8 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課(藤井、槌田)
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)
電話: 086-286-9677 FAX: 086-286-9691 Eメール: shinfo@optic.or.jp